

「ジクロロ酢酸」及び「トリクロロ酢酸」の基準値が変更されました。  
水質管理目標設定項目の一部が改正されました。  
平成27年4月1日より施行。

**水道水質 51 項目 基準値**

**1. 水質基準の改正について**

「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の一部を改正し、ジクロロ酢酸の基準を「0.04mg/L 以下である」ことから「0.03mg/L 以下である」に、トリクロロ酢酸の基準を「0.2mg/L 以下である」ことから「0.03mg/L 以下である」に改めることになりました。(平成27年3月2日 水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第 29 号))

**表1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の改正**

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

**2. 水質管理目標設定項目に係る改正について**

水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 1,3-ジクロロプロペン(D-D)及びオキシ銅(有機銅)について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年健発第 1010004 号)が改正されました。

**表2 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び農薬類の目標値見直し**

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

	項目	単位	基準値
健康に関連する項目	1 一般細菌	個/mL	100
	2 大腸菌	-	不検出
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003
	4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005
	5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01
	6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01
	7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01
	8 六価クロム化合物	mg/L	0.05
	9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10
	12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8
	13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0
	14 四塩化炭素	mg/L	0.002
	15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04
	17 ジクロロメタン	mg/L	0.02
	18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01
	19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01
	20 ベンゼン	mg/L	0.01
	21 塩素酸	mg/L	0.6
	22 クロロ酢酸	mg/L	0.02
	23 クロロホルム	mg/L	0.06
	24 <b>ジクロロ酢酸</b>	<b>mg/L</b>	<b>0.03</b>
	25 ジプロモクロロメタン	mg/L	0.1
	26 臭素酸	mg/L	0.01
	27 総トリハロメタン	mg/L	0.1
	28 <b>トリクロロ酢酸</b>	<b>mg/L</b>	<b>0.03</b>
	29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03
	30 ブロモホルム	mg/L	0.09
	31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08
性状に関連する項目	32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0
	33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2
	34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3
	35 銅及びその化合物	mg/L	1.0
	36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200
	37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05
	38 塩化物イオン	mg/L	200
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300
	40 蒸発残留物	mg/L	500
	41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2
	42 ジェオスミン	mg/L	0.0001
	43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.0001
	44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02
	45 フェノール類	mg/L	0.005
	46 有機物(全有機炭素TOC)	mg/L	3
	47 pH値	-	5.8-8.6
	48 味	-	異常でない
	49 臭気	-	異常でない
	50 色度	度	5
	51 濁度	度	2

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNITE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第 20 条の 4 第 2 項検査機関登録	厚労省登録第 16 号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第 22 号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第 0122004 号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第 164 号
作業環境測定登録機関	千葉労働局 12-18 号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第 507 号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第 566 号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第 608 号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第 003 号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市 29 水第 4 号
水道 GLP	JWWA-GLP132

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

< 交通 >

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1 丁目 12 番 11 号  
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩 7 分  
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩 7 分

(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台 2 丁目 3 番 36  
 JR 外房線土気駅よりタクシー 10 分  
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車 2 分

水道水質基準が変わります

一ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸  
 の基準が変更になります



一般財団法人  
 千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>